

## 第8分科会問題提起／障がい児(者)の権利と心に寄り添う医療・福祉

＝障がい児(者)が生き生きと暮らせる地域(在宅・施設)支援を考える＝

前回の分科会では、障害者権利条約の批准の過程において障がいを持たれる当事者から出された『私たち抜きにして私たちのことを決めないで』という思いを受けて、当事者と支援者がお互いに手をつなぎ、インクルーシブ(包含する)な社会の創造を目指してこそ、すべての人たちが安心して暮らせる平等な社会が出来上がるのではないかとの問題提起を致しました。

平成30年4月の障害福祉サービス等報酬改定率は+0.47%であり、基本的な方向性として「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活支援」「障害児(医療ケア児)支援体制の確保と質の向上」「精神障害者の地域移行推進」「就労支援に係る賃金向上、就労移行定着に向けた報酬見直し」「効率的・効果的な障害福祉サービス提供への報酬等見直し」等が掲げられており、地域への生活移行支援に重きを置いています。実際に障害福祉サービスを受けられる障がい者の方達にとって、どれ程の実効性が期待できるかは不明です。行政としての障害福祉政策は進められていきますが、その背景としては、経済的利益を優先させ、生産効率や労働能力、偏差値や成績等によって人間の価値を序列化する現代社会において、我々自身が生き辛さを感じています。そんな現代社会において、弱者の存在を軽視・無視する思想が徐々に創り出されているようにも感じます。

障害者差別解消法では「不当な差別扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると明記されています。障害者差別解消法の制定によって、多様性や異質性、個人の存在価値を認め合いながら共に生きて行く社会が、スタートしたと言っても過言ではないでしょうか？しかし障害者差別解消法の理念は守られているのでしょうか？スーパーなどの障がい者専用駐車枠への無神経な駐車、点字ブロックの上への駐輪等々、何のための法律あり、制度なのでしょう？法律は正義であって、人の心の一部であるはず。障がい者が地域社会で自立した生活を営むことに対する様々な社会的障壁や、施設の在り方や合理的配慮の考え方、障がい者への偏見思想を排除していく啓蒙などへの対応が、国の障害者政策として具体的にならなければ、本当の意味で障害者権利条約を批准し、関連法を整備したことにはなり得ないのではないのでしょうか？

今回の分科会では、もう一度原点に立ち返り、我々の日々の生活の中から障がい児(者)、障がい高齢者、生活困窮者等、様々な弱者と言われる方達への想いを話し合ってみたいと思います。第8分科会では、医療、福祉、教育、介護、就労、成年後見などで、障がいを持たれる方々に携わる皆様のご参加と、レポート発表をお待ちしております。

### 【募集レポート内容】

1. 在宅における様々な地域連携・ネットワークづくり等について
2. 障がい児(者)福祉施策に対する家族・当事者の想いについて
3. 在宅支援・通所利用者への障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
4. 入所利用者への法制度の改訂に伴う、障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
5. 障害者虐待防止法、障害者差別解消法に基づく合理的配慮への対応や課題について 等々